

令和5年1月27日

保護者 各位

鹿屋市立第一鹿屋中学校
校長 吉岡 一徳

インターネット利用上の注意点について（お願い）

厳寒の候、皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、本校では、インターネット（以下はネットと省略）の有効利用につきまして、**デジタル教科書やiPad等を授業で活用し、「主体的・対話的で深い学び」につながる授業の展開に努め、学力向上に取り組んでいるところです。また、ネットに潜む危険性について「情報モラル教育」にも力点を置いて、問題の未然防止に積極的に取り組んでいるところです。**

（本校では、スマホ等の所持率約50%（12月末時点）。スマホ等の学校への持ち込みは、原則禁止です）

一方で、新聞やニュース等でも取り上げられておりますように、児童生徒がネットを利用する際に、トラブルや犯罪に巻き込まれたり、ネット上の誹謗中傷（いじめ）によって厳しい状況に追い込まれ、自死してしまうケースも散見されるなど、問題が発生している状況です。

そのため、**近年では、ネット上の誹謗中傷に対する厳罰化（法務省）や法規制の強化によって、問題の解決を図ろうとする動きも見られる等、ネット問題は喫緊の課題となっている状況**です。

そこで、本校では、ネット利用上の正しい使い方や注意点について、学校だけでなく、家庭と一緒に指導していくことで、児童生徒が犯罪に巻き込まれる危険性を防ぐだけでなく、安心して学習に取り組むための学習環境の構築に努めてまいりたいと考えているところです。

つきましては、本資料にお目通しいただき、「①ネットに潜む危険性の指導」、「②ネット利用上のルール作り」、「③フィルタリングを設定し、危険なサイトへの接続を防ぐ」、「④スマホ等の利用状況（課金等）を把握するためのペアレンタルコントロールの活用」等について、ご家庭でもお考えいただき、取組を推進して下さるようご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

記

1 本校における情報モラル教育の指導について

保護者の皆様方におかれましては、ネット上での犯罪行為や問題事案の報道等を見聞きする度に、ネットに潜む危険性について不安を感じておられることと思います。そのため、学校としましても、児童生徒にとって、交通安全教育が必要であるように、「情報モラル教育」についても指導が不可欠と考え、以下のような視点で、全校指導や学年指導及び学活や道徳、各教科等において、指導しているところです。

- SNS（ソーシャルネットワークサービス）利用によるトラブル（ネットいじめ、誹謗中傷等）
- 人権を大切にする指導（他者を尊重する思いやりなど）
- 出会い系サイトの危険性
- ネット詐欺（なりすまし詐欺、ワンクリック詐欺等）
- ゲームによる課金高額請求問題
- 著作権侵害、不正アクセスなどの加害行為 など

2 実際に起こっているネットワーク上のトラブル事例

以下の事例は、全国で起こっている実際の事例で、児童生徒が、問題事案に巻き込まれたり、自らが首謀者となって行ったりした犯罪事例で、結果として取り返しのつかない被害や加害に陥ったり、あるいは警察に逮捕されたりしている事例です。

① 誹謗中傷・人権侵害

人を誹謗中傷する内容を電子掲示板（SNS等）に書き込んだことで、相手の心を傷つけ、ネット上での問題であった事案が、現実の世界へと飛び火し、沢山の人を巻き込むような大きな大きな問題へと発展した。（過去には、自殺にまで追い込まれた事案あり。加害者側は裁判で処罰事例あり）

② 個人情報の漏洩

SNS（インスタグラム等）上に自分の写真を掲載したところ、個人情報を盗み取られ、知らない人に付きまといわれたり、勝手に自宅にまで来られたりして、嫌がらせを受けた。

③ ネット上で知り合った人と直接会いトラブルになった事例

直接、会ったところ、車で連れ回され乱暴された。ネット上では、いい人や偉い人を演じて「なりすます」事案が多数あり。（過去には、殺害される事案にまで至った痛ましいケースも）

④ 著作権法違反

- ・ 自分が好きな歌手の曲をCDからデータ化し、自分のホームページ上に公開した。
- ・ お互いが持っているCDをコピーして交換したり、売買したりした。

⑤ ゲームによる課金で高額請求される課金問題

スマホ等でのソーシャルゲームは、基本利用料は無料となっている一方で、強くなったりクリアしたりするためにアイテム（武器）を課金して購入し、高額請求される事案が多数発生し問題化している。（過去には、6歳児が170万円課金し保護者に請求されたケースも発生。国民生活センターには、10万円以上の高額課金に関する相談件数が、2016年 1,171件 → 2020年 3,723件と3.17倍に増えるなど深刻な問題となっている）

※ SNSに起因する事犯の被害児童のフィルタリング利用状況（令和2年 警察庁資料）
被害を受けた児童生徒（全国）のうち、85.5%がフィルタリングの設定なし

3 保護者へのお願い

ネット上の世界は便利である反面、危険な側面も持ち合わせています。日頃の学校生活で特に問題を感じておられないご家庭におかれましては、「うちの子に限って、誹謗中傷されたり、犯罪に巻き込まれたりするようなことはない」と思われる方も多いと思います。しかしながら、全国の学校では、前述のような被害や加害に遭う事案が多数報告されている状況です。

文部科学省からの通知文「学校における携帯電話の取扱い等について（文科初第670号 令和2年7月31日付け）」には、「**携帯電話（スマホ）を児童生徒に持たせるかどうかについては、まずは保護者がその利便性や危険性について十分に理解した上で、各家庭において必要性を判断するとともに、携帯電話（スマホ）を持たせる場合には、家庭で携帯電話利用に関するルールづくりを行うなど、児童生徒の利用の状況を把握し、学校・家庭・地域が連携し、身近な大人が児童生徒を見守る体制づくりを行う必要がある**」と明記されています。

つきましては、以下の参考例や本校HPに掲載しております「**スマホを与える時の18の約束**」等をもとに、家庭における携帯電話（スマホ）利用に関するルールづくりやフィルタリングの設定をよろしくお願いいたします。

【参考例】

- ・なぜ、今、ケータイやスマホが必要なのか。（みんな持っているから嘘。本校の所持率は、現在約50%）
- ・人を傷つけるメールや書き込みを絶対にしない、させない。
（「家では、契約中のスマホを持たせていないから安心」ではありません。契約を解除した使い古しのスマホやゲーム機、音楽を聴くiPod等でもWiFiでネットにつながる機器は、書き込みが可能です。ご注意ください）
- ・自分や家族、友達の個人情報を絶対に入力しない、させない。
- ・学校には、スマホを持って行かない、行かせない。
- ・パソコンを使うときは、親の許可を得る。親がそばにいるときしか、利用を認めない。
- ・ネットをする時間、場所を決める。（利用しない場合は、スマホは居間に置く） など

【参考資料】



●ネット社会の歩き方 <http://www2.japet.or.jp/net-walk/index.html>

アニメーションによる学習教材など、ネット上で気をつけるべきことが非常にわかりやすく紹介されているサイトです。ぜひ、ご活用ください。

※ 裏面へ

子どもにスマホ(携帯電話)を持たせる際の保護者の責任について

鹿屋市立第一鹿屋中学校

本校では、ご家庭でのネット利用について、家庭内のルールをもとに保護者の管理下のもとで実施することを推奨しております。また、**スマホ(携帯電話も含む。以下、スマホと省略)を子どもを持たせるかどうかは、各家庭の方針に従って、その目的や必要性から、保護者の判断により、時期も踏まえて授けられるものと考えております。**

従いまして、本校としては、子どもがスマホを所持すること自体を推奨するものでも、否定するものでもありません。

しかしながら、スマホを所持した時点からネットトラブルに巻き込まれる事案が跡を絶ちません。特に、**利用ルールが、決められていない状態の家庭でのトラブルが多い傾向にあります。**

これまでも学校側にスマホに関する子ども同士のトラブルに対する対応を求められることが多々ありますが、基本的に学校管理下外で起こっていることが多く、全ての問題に対処することは、非常に厳しい状況です。

そのため、このような問題を回避するためにも、子どもにスマホを持たせるのであれば、ご家庭でしっかりとお考えいただきたいと思っています。

そして、**子どもにスマホを持たせる以上は、保護者として責任をもって、その使用方法や使用時間等の取扱いの管理、使用に伴う危険やトラブル等への指導についても、日頃から繰り返しご指導いただく必要があると思っております。**

参考資料として、記載しておりますので、お読みいただいた上で、ご指導くださるようお願いいたします。

◎「ネット依存症」(不登校となったり、家庭内暴力、学習への障害の原因にもなっている問題です)

「ネット依存症」とは、ネットを使いすぎることによって、日常生活や社会生活に障害が起こることです。**「ネット依存症」になると、友達とうまく付き合えない、学校に行かなくなるなど、社会との関わり方について自分でコントロールできなくなったり、スマホなどが手元にないとパニック状態になり、最悪の場合は、人に危害を加えるなどの行為を引き起こします。**

このような状態になると改善するには時間のかかる問題です。

一方で、ネット・コミュニティのプラス効果があることも事実です。

ただ、現実的な問題として、「スマホを手放せない恐怖」や「ネットゲームに集中しすぎて不規則な生活を繰り返す」等により、自律神経に異常をきたし、頭痛やめまい、吐き気などを訴え、不登校になるケースも散見されます。

ネット依存症は、低年齢層の所持率の上昇に伴い、幼少期からの利用が進んできていることも相まって、徐々に低年齢化、現在は小学生にも見られるようになってきている深刻な状況です。

早い段階で症状を見極めるためにも身近にいる保護者の方々のチェックが大変重要です。

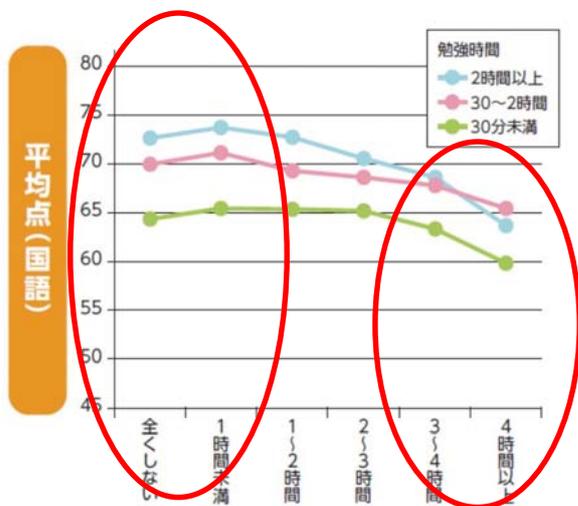
【ネット依存症 チェック項目】 5項目以上に該当する場合は「依存性が高い」と考え対応ください。

1	あなたはインターネットに夢中になっていると感じていますか？ (例えば、前日にネットをしたことを考えたり、次回することを待ち望んでいたり、など)
2	満足を得るために、ネットを使う時間を徐々に長くしているようなことはありませんか？
3	ネット使用を制限したり、時間を減らしたり、完全にやめようとしたが、うまくいかなかったことが度々ありませんか？
4	ネットの使用時間を短くしたり、完全にやめようとしたとき、落ち着かなかったり、不機嫌や落ち込み、またはイライラなどを感じたりしますか？
5	使いはじめに意図した時間よりも長い時間オンラインで使い続ける状態が度々ありませんか？
6	ネットのために大切な人間関係や学校のこと、部活動のこと等を台無しにしたり、危うくするようなことがありましたか？
7	ネットへの熱中のしすぎを隠すために、家族や学校の先生、その他の人たちに嘘をついたことがありましたか？
8	問題から逃げるために、または、絶望的な気持ち、罪悪感、不安、落ち込みなどといった嫌な気持ちを忘れるために、ネットを使って回避するようなことが度々ありませんか？

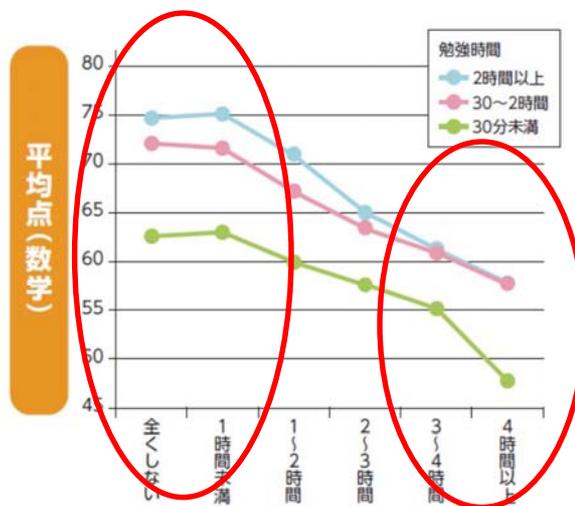
携帯電話やスマホの使い方について、 考え直してみませんか？



中学生のデータを用いて、スマホや携帯電話の使用状況と学力の関係についてまとめてみました。



携帯・スマホの1日の使用時間



携帯・スマホの1日の使用時間

スマホを長時間使用すると学力が下がる傾向が顕著に見られた。
スマホ(ゲーム含む)等の利用時間は、1日1時間以内とする利用法が望ましい。



- ビル・ゲイツ氏 Microsoftの創業者 総資産 9兆5千億円
自分の子どもには、スマホ(携帯)を持たせなかった。それは、なぜか...
- 持たせなかった理由や、いつから持たせたら良いのか。等について親子で真剣に考えることが、「子どもの未来をともに考える」ことにつながります。



古川禎久法相=2021年11月、法務省

インターネット上の誹謗（ひぼう）中傷対策として、侮辱罪の厳罰化に関する改正刑法の規定が7日、施行された。ネットで中傷を受けたプロレスラー木村花さん=当時（22）=が命を絶ったことが見直し議論のきっかけとなり、改正法が6月13日に成立。今後、ネット交流サイト（SNS）などで悪質な中傷を防ぐ効果が期待される。

侮辱罪の法定刑はこれまで「拘留（30日未満）または科料（1万円未満）」で、刑法上最も軽かった。法改正によって「1年以下の懲役もしくは禁錮、30万円以下の罰金」が追加。古川禎久法相は今日5日の記者会見で「厳正に対処すべき犯罪であるという法的評価を示し、抑止するものだ」と狙いを説明した。

一方、国会審議では、政治家への批判が自由にできなくなるのではないかといった指摘が相次いだ。このため、「表現の自由」に対する不当な制約となっていないか、3年後に有識者を交えた検証を行うとの付則が追加された。

保護者の皆様へ

ネット問題が山積するこの時代に、**我が子に「スマホを子どもに持たせるべきか、否か。持たせるなら、いつか」等についての悩み**は、どこのご家庭でもあるかと思っています。

そのため、「現代のネット社会をよりよく生きるためには、どうすればよいか」との視点から、学校と家庭、地域と一体となって取り組むべき課題と思い、今回このような資料を配布した次第です。

一中生の将来のために、ぜひ保護者や地域の皆様と一緒に、取り組んでいければと思っております。

ご心配な点など何かあれば、遠慮なく学校へご連絡ください。

TEL (0994) 43-2920

【生徒の皆さんへ】

以下の文面は、これまでも機会を捉えて指導してきた内容で、改めて記載します。ネットに書き込みをする際、**相手を大切に思うとともに、思い出して欲しい内容**です。

- (1) SNS（インスタグラム等）上に個人を特定できる自分の写真等を掲載すると、個人情報盗み取られ、知らない人に付きまとわれたり、勝手に自宅にまで来られたりして、嫌がらせを受けることがあること。
- (2) 今は、ネット上に書き込んだ個人を、容易に特定できる方法があること。
- (3) ネットには、面と向かって話せない内容や相手を傷つけるような内容は、絶対に書き込まないこと。
- (4) ネットに書き込んだ情報は、簡単に消されない。だから、何度も何度も繰り返し公開されることもあること。
- (5) 自分が誹謗中傷したことが判明した場合、今度は、世の中の標的に「自分」になることもあること。
- (6) 不適切な投稿は、社会的な影響はもちろん、投稿者自身のその後の人生にまで影響を与えてしまう場合もあること。

SNS等は、使い方を間違わなければ便利なツールであるとともに、使う側の責任や義務を伴うものでもあります。しっかり理解して適切に使用できる一中学生になって欲しいです。堂々とした立派な大人になるために！

誓約書 兼 スマートフォン貸与契約書

_____（以下、甲という）と_____（以下、乙という）は、甲が貸与するスマートフォン（以下、端末という）の利用等に関して、次の通り合意したので本契約を締結する。

第1条（目的）

甲が購入した端末を乙が利用するにあたり、本契約を誠実に守ることとする。端末は文房具のようなツールであるため、過度に依存することなく適切な利用を心がける。

第2条（端末の利用）

(1) 基本は、家族との連絡用としてのみ利用するものとする。

よって、家族からの着信（電話、メール等）があった場合は必ず返信をすること。

(2) 端末やID・パスワードの設定・管理

甲は乙が快適に利用できるよう、端末のセットアップ・設定を行う。IDやパスワードの設定および管理は甲が行い、新規取得や変更等の必要がある場合は、乙から甲に申し出る。また、甲に通知することなく端末設定やパスワードの変更等を行わない。

(3) 利用時間

朝6時から夜9時までとする。また、学校が定める定期テストの1週間前から終了までは一切の利用をしない。ただし、特別な事情がある場合（クラブ活動等）は、乙が甲に対して利用時間の変更を事前に申し出るものとする。

(4) アプリの利用

利用したいアプリがあるときは、乙から甲に申し出る。甲に無断でダウンロード利用はしない。

(5) ソーシャルネットワークサービス（SNS）等の利用

LINEは、家族および学校関係の友人の間で最小限の利用を認める。ただし、知らない人、直接あったことのない人（友達の友達等）とは友だち登録をしない。その他のサービス（Twitter/Facebook/Instagram等）の利用はしない。

(6) 利用にあたっての諸注意

ア 位置情報は、重要なものなので、みだりに公開しない。

イ 調べ物をしたいときは、何を調べたいのかを甲に相談すること。

ウ 写真や動画を撮る際には、その必要性をよく考えた上で実施すること。

特に公共の場所では、他人のプライバシーに配慮すること。

エ 面と向かって言えないことは、メールやLINEでも言わないこと。喧嘩になりそうなときは直接会って話すか、電話を利用すること。

オ インターネットに公開されている情報は有益だが、嘘の情報も多く含まれていることを理解すること。正しい情報を得るために、図書館や書籍、または大人を活用すること。

【参考】家庭のルールづくり

保護者から我が子へ贈る「誓約書兼スマートフォン貸与契約書」

カ 一度インターネットに公開された情報は、一生消すことはできない。たとえ友だちだけに送ったとしても、そこからどうコピーされるのかまでは、自分でコントロールはできないことを理解すること。

キ 友だち同士であっても、公共の場所でできないようなことはLINE等でしないこと（裸の写真を送る等）。また、そのようなことを要求されたら、甲に相談すること。

ク ゲームやスマホに夢中になりすぎて、甲に相談なしに、勝手に課金するような行為があれば、即座に関連機器を没収し、当面使用禁止とすることになること。

第3条（端末利用の場所）

- (1) 原則として、リビングで利用する。
- (2) 食事中、入浴中、トイレ中の利用はしない。
- (3) 就寝時または利用していないときはリビングの充電コーナーにおいておき、常にポケットに入れて持ち歩くようなことはしない。
- (4) 学校への持ち込みについては、学校のルールに従う。
- (5) その他外出時での扱いについては、そのつど甲に相談すること。

第4条（料金）

- (1) 甲は基本料金，利用を認めたサービス料金を負担する。
- (2) 破損，修理の料金は，乙が負担する。
- (3) その他の料金については，都度相談する。

第5条（監査）

甲は必要に応じて、端末の一切の情報を確認することができる。実施の際は、乙のプライバシーを最大限に尊重する。

第6条（罰則）

本契約が守られなかったときは、甲は乙に対して一定期間の利用禁止を命じることができる。

第7条（有効期間）

- (1) 本契約書の有効期間は、_____年___月___日から_____年___月___日までとする。
- (2) 前項の定めに関わらず、甲は本契約を解約することができる。

第8条（協議事項）

本契約書に定めのない事項が生じたとき、または各条項の解釈につき疑義が生じたときは、甲乙が誠意を持って協議の上解決する。

以上、本契約の成立の証として、本書を2通作成し、甲乙は署名のうえ、それぞれ1通を保管する。

年 月 日

甲

乙

マサチューセッツ州の母親が13歳の息子にスマホを与える際、息子に迫った 18の約束

- ① このiPhoneはママが買ってあなたに貸している。ママの言うことを聞くこと。
- ② パスワードはママが管理する。
- ③ これは電話。パパやママの電話には必ず出ること。
- ④ 学校がある日は午後7時半、週末は9時に電源を切って、親にあずけること。
- ⑤ 学校に持って行ってはいけない。メールする友だちとは直接話さない。
- ⑥ 破損したり紛失したらあなたの責任。自分のお金で修理・弁償する。
- ⑦ ウソをついたりバカにしたり、人を傷つけることにテクノロジーを使わない。
- ⑧ 面と向き合って言えないことはメールしない。
- ⑨ 友だちの親の前で言えないことをメールしてはいけない。
- ⑩ アダルトは禁止。情報は私と共有。知りたいことは私かパパに聞いて。
- ⑪ 公の場では電源を切るかマナーモードにする。
- ⑫ 体の大事な部分の写真をやりとりなどしないこと。消すのは難しい。
- ⑬ 写真やビデオのすべてを記録する必要はない。自分自身の体験を大切に。
- ⑭ ときどき家に置いていきなさい。携帯なしでも暮らしていける。
- ⑮ いい音楽をダウンロードして聴きなさい。視野を広げなさい。
- ⑯ ゲームは、ワードゲームやパズル、知能ゲーム(脳トレ)だけ。
- ⑰ 上を向いて歩きなさい。周囲の世界に目を向けなさい。会話をしなさい。グーグルで検索をしないで思考しなさい。
- ⑱ 約束を守れなかったら没収します。そうなったらもう1度話し合い、はじめからやり直し、一緒に学んでいきましょう。「面と向かって言えないことは、メールしない。」、「人をだましたり、バカにしたりするのは禁止」、「誰かを傷つけるような会話には入らないこと。」